

中央公園除草その他業務仕様書

1 総則

本業務は、本仕様書並びに公園緑地等維持管理標準仕様書（令和4年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること

2 業務対象

中央公園除草その他業務の範囲は、別紙施行区域図に示すとおりとする。業務時期及び回数については、別紙中央公園除草その他業務施行計画表のとおりとする。また、数量は別紙中央公園除草その他業務数量表のとおりとする。

3 報告事項及び検査完了期日（期限）

- (1) 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び業務に従事する資格者を定め、所定の様式で業務に着手する前に発注者に届け出ること。また、現場責任者及び資格者に変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、1か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者は、月間報告書を翌月10日までに、それぞれ所定の様式により発注者に提出するものとする。また、発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当る日が早く到来する場合は、当該日）とする。

4 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

中央公園除草その他業務概要

1 目的

中央公園の公園緑地機能を保つために、除草を行うものである。

2 業務概要

1) 芝草刈

- ・芝草地

回数：B基町環境護岸 9,163 m² (4回)

B基町環境護岸 1,876 m² (2回)

A二の丸内堀周辺 (4回)

Aの芝草地 (4回)

B,C1,C2,C3の芝草地 (4回)、C3芝生縁切 (2回)

2) 除草

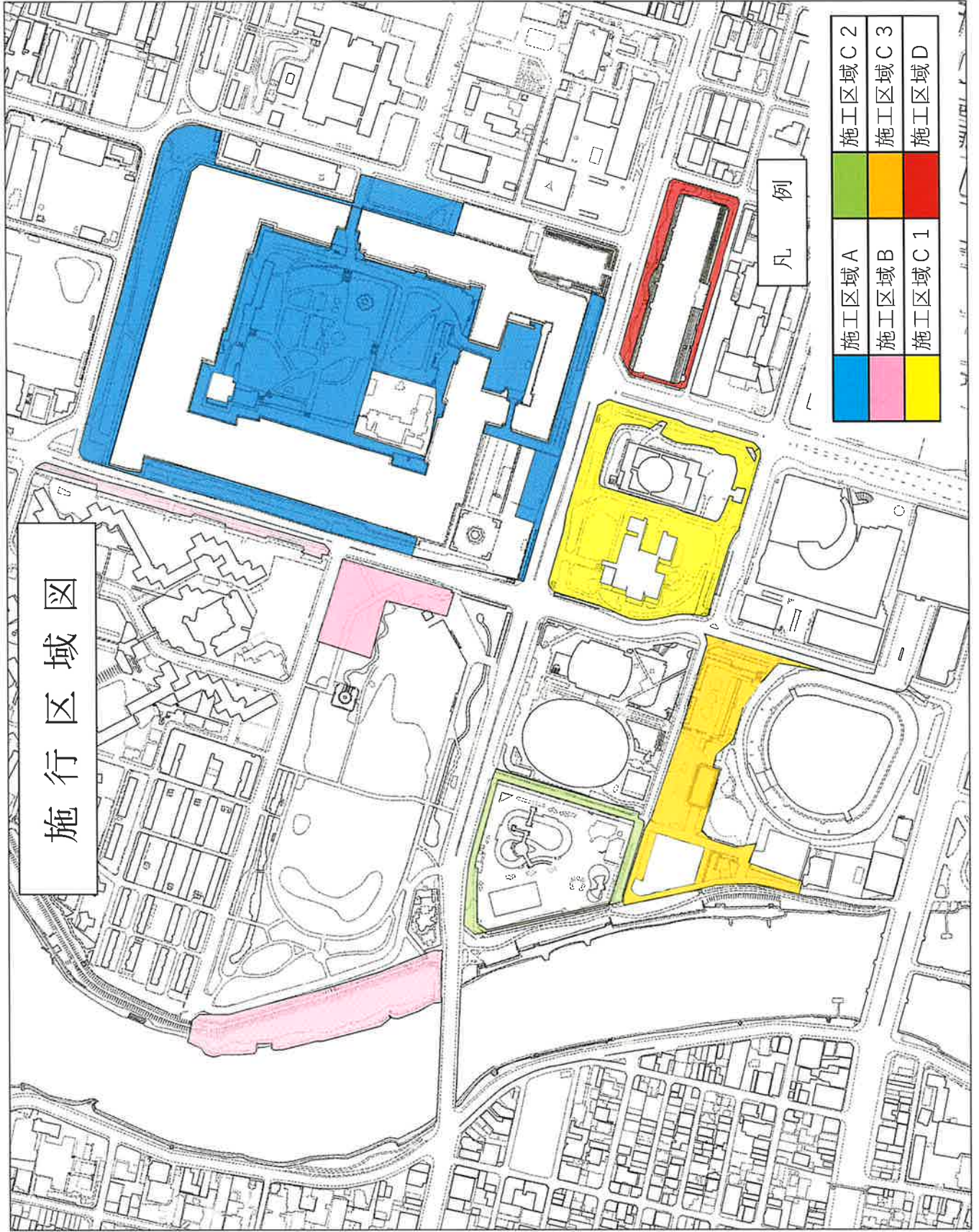
- ・植樹帯の抜根除草

回数：A,B,C1,C2,C3,D (2回)

- ・石垣の抜根除草 (施行箇所図参照)

回数：A城壁 (2回)、A内堀壁 (2回)

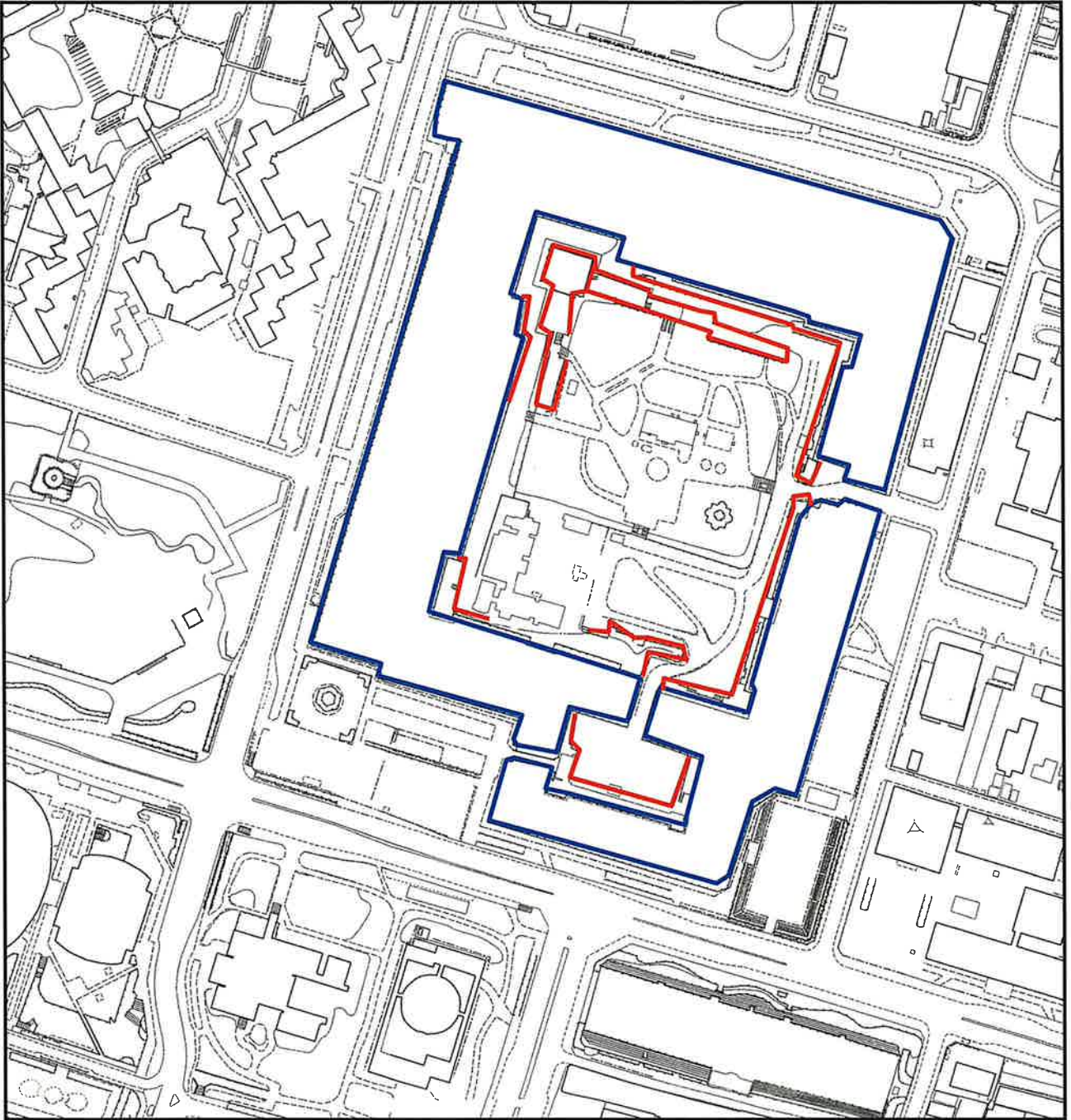
施行区域图



凡例

施工区域 A	施工区域 C 2
施工区域 B	施工区域 C 3
施工区域 C 1	施工区域 D

施行箇所図 (施行区域A 石垣)



凡 例

	城壁
	内堀壁

中央公園除草その他業務数量表

区分	種別	数量(A)	中央公園				回数(B)	年間管理数量 (A)×(B)	
			A	B	C1	C2			C3
芝草刈	芝草地	9,163 m ²	9,163				4	36,652.0 m ²	
	基町環境護岸(小型乗用式草刈機)	1,876 m ²	1,876				2	3,752.0 m ²	
	基町環境護岸(刈払機)	1,330 m ²	1,330				4	5,320.0 m ²	
	二の丸内堀周辺	15,010 m ²	15,010				4	60,040.0 m ²	
	二の丸内堀周辺以外	13,745 m ²	6,875	4,370	190	2,310	4	54,980.0 m ²	
芝生縁切	ハノーバー庭園	90 m				90	2	180.0 m	
抜根除草	植樹帯	17,988 m ²	5,600	770	3,420	1,840	4,178	2,180	35,976.0 m ²
	石垣	760 m ²	760					2	1,520.0 m ²
	城壁	2,850 m ²	2,850					2	5,700.0 m ²
	内堀壁							2	

備考